鳥取市公共施設経営推進委員会設置要綱

（趣旨及び設置）

第１条　人口減少・少子高齢化と公共施設の老朽化が進行する中、将来に過度な負担をかけない中長期的な視点による「公共施設経営」を推進するために鳥取市公共施設経営推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次の職務を行う。

（１）鳥取市公共施設再配置基本計画の策定に際し、事前に意見を述べること。

（２）「鳥取市公共施設の経営基本方針」における“新しい公共施設経営”に係る施策・体制等について提案すること。

（３）その他本市における公共施設経営の推進に関すること。

（任期）

第３条　委員の任期は、平成２８年３月３１日までとする。

（組織）

第４条　委員会は、委員１０人以内をもって組織する。

２　市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

３　委員会に委員長１名及び副委員長１名を置き、委員の互選により定める。

４　委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていない場合は、市長が招集する。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員長は、特に必要と認めた場合には、関係者に対して、資料の提出及び委員会への出席を求めることができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、総務部総務調整監財産経営課において処理する。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付　則

この要綱は、平成２７年５月２１日から施行する。

委員選出一覧（案）

分　野	依頼団体	担当課	備考
学識経験者	鳥取大学		
住民代表	鳥取市自治連合会		
公民館	鳥取市公民館連合会	協働推進課	
体育施設	鳥取市スポーツ推進審議会	生涯学習・スポーツ課	
教育施設	鳥取市ＰＴＡ連合会	生涯学習・スポーツ課	
福祉施設	鳥取市社会福祉協議会	高齢社会課	
文化施設	鳥取市文化団体協議会	文化芸術推進課	
観光・保養施設	鳥取市観光ｺﾝﾍﾞﾝｼｮﾝ協会	観光戦略課	
	（公募）		（７月市報）
	（公募）		（７月市報）

１０人